

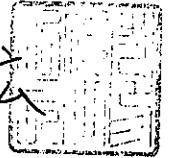


札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第32号

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。